

平成28年上里町教育委員会第3回定例会会議録

上里町教育委員会

平成28年第3回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成28年3月22日（火）午後1時30分

場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第3号 上里町立上里中学校学校薬剤師の委嘱について
- (2) 議案第4号 上里町いじめ問題専門委員の委嘱について
- (3) 議案第5号 中央公民館長の任命について
- (4) 議案第6号 賀美公民館長の任命について
- (5) 議案第7号 神保原公民館長の任命について
- (6) 議案第8号 上里町社会教育指導員の委嘱について
- (7) 議案第9号 上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査委員の委嘱について
- (8) 議案第10号 上里町スポーツ推進委員の委嘱について
- (9) 議案第11号 上里町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第12号 上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示について
- (11) 議案第13号 上里町立小中学校教育振興事業補助金交付要綱について
- (12) 議案第14号 平成28年度要保護及び準用保護児童生徒の認定について
- (13) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日（ ）時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 28 年第 3 回上里町教育委員会会議録

招集月日		平成 2 8 年 3 月 2 2 日（火）		招集場所		上里町役場教育委員会室					
会議日程		開 会		午後 1 時 3 0 分		閉 会		午後 3 時 2 7 分			
招集者及び宣告者		委員長 安藤寛和		議 長		委員長 安藤寛和					
委員出席状況	教 育 委 員			説 明 の た め に	出 席 し た 職 員	学校教育課長		○ 谷 木 章 二			
	委 員 長		○ 安 藤 寛 和			学校教育指導室長		○ 福 島 彰			
	委員長職務代理者		○ 川 浦 計 男			学校教育課長補佐		○ 間々田由美			
	委 員		× 保 坂 真 哉			学校教育指導主事		○ 赤 石 貴 志			
	委 員		○ 清 昌 道			学校教育指導主事		○ 新 津 善 彦			
	教 育 長		○ 下 山 彰 夫			生涯学習課長		○ 金 井 孝			
	※出席者○印・欠席者×印					郷土資料館長		○（金井 孝）			
						郷土資料館参事		○ 丸 山 修			
会議進行状況	1. 開会		委員長		皆さんこんにちわ、定刻になりました。保坂委員さんが欠席ということでございますが、本日お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。						
					ただ今の出席委員は 4 名であります。						
					地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に規定する定数に達しておりますので教育委員会会議として成立しております。						
					ただ今より、平成 2 8 年 3 月第 3 回上里町教育委員会定例会を開会いたします。本日議題が多いのでスムーズな進行をお願いいたしまして開会とさせていただきます。						
	2. 前回会議録の承認				次第 2 の前回の会議録の承認について、お諮りいたします。						
			委員長		承認いただけますでしょうか。						
					＜異議なし＞						
			委員長		前回の会議録は承認されました。関係者は後程、署名をお願いします。						
					＜委員長・教育長・会議録調整者署名＞						
	3. 議事		委員長		議事に入ります。						
					（1）議案第 3 号上里町立上里中学校薬剤師の委嘱についての件を議題とします。						
					事務局より説明をお願いします。						

会 議 進 行 状 況	学校教育課長補佐	議案第３号上里町立上里中学校薬剤師の委嘱についてでございます。
		ご提案申し上げました議案第３号学校薬剤師についての提案
		説明を申し上げます。提案理由でございますが、上里町立上里中学
		校、学校薬剤師中原敬行氏が平成２８年３月３１日をもって辞任す
		ることにもない、本庄市児玉郡薬剤師会より新たに推薦があった
		ため委嘱を行いたいので、本案を提出するものでございます。
		概要でございますが、学校保健安全法第２３条において、学校に
		は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置することと規定され
		ていることから、現任者の辞職を受け、新たな学校薬剤師の委嘱が
		必要となったため、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則
		第２条第１１号に基づき議決を求めるものでございます。
		内容でございます。新規委嘱者であります、氏名飯塚勇貴氏で
		ございます。
		＜住所、勤務先、推薦理由等詳細に説明＞
		学校薬剤師としての勤務校は、上里町立上里中学校でございま
		す。委嘱年月日については、平成２８年４月１日となります。
		以上で学校薬剤師の委嘱についての提案理由及び内容説明とさ
		せていただきます。慎重審議の上ご議決賜りますようお願い申し上
		げます。
	委員長	ありがとうございました。上里中学校の学校薬剤師さんについて
		の説明でございました。何か委員さんから質問等ございましたらお
		願いいたします。
	清委員	任期というのは無いのですか。
	学校教育課長補佐	任期はございません。
	清委員	本人が辞任したいということで次の方の委嘱が必要になるので
		すね。
	学校教育課長補佐	はい、そうです。
	清委員	はい、分かりました。
	委員長	他に質問等は、よろしいでしょうか。

会 議 進 行 状 況		＜なしの声＞
	委員長	それでは、議案第３号上里町立上里中学校薬剤師の委嘱についてをお諮りいたします。承認することによってよろしいでしょうか。
	教育委員	＜異議なし＞
	委員長	議案第３号上里町立上里中学校薬剤師の委嘱については、承認されました。今後の手続きについては、よろしくお願いいたします。
	委員長	続いて、議案第４号上里町いじめ問題専門委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
	学校教育課長	それでは、議案第４号上里町いじめ問題専門委員の委嘱についてを説明させていただきます。
		上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例第９条第２項に基づき、下記の者を上里町いじめ問題専門委員に委嘱したいので議決を求めるものでございます。
		提案理由でございますが、上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例の施行に伴い、上里町いじめ問題専門委員会を組織するため、専門委員の委嘱を行いたいのので、本案を提出するものでございます。概要でございますが、平成２７年９月に上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されたことに伴ない、教育委員会で組織する上里町いじめ問題専門委員会の委員を同条例第９条第２項に基づき選出したので、委嘱を行うについて議決を求めるものでございます。
		内容でございます。委嘱者であります、（１）氏名関根寛氏、（２）氏名荒井喜久男氏、（３）氏名妹尾英男氏、（４）根橋文武氏、（５）氏名和久井麻衣子氏であります。
		委員の任期は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの２年間となっております。
		＜住所、生年月日、略歴等詳細に説明＞
		それからご報告を申し上げますが、実は今回５名の方を委嘱したいものですが、いじめ問題専門委員は６人必要となっております。今回１名については、現在未定となっております。

		1 名については、教育長からの説明があったとおりで、もう 1 名に
		ついては、まだ 4 月 1 日までには時間がありますので、これから委
		嘱していききたいということで、専決処分し、手続きを進めていただ
		き、後日の教育委員会で報告を受けるという事でございました。
会	委員長	それでは、他に質問はございませんか。
	教育委員	＜なしの声＞
議	委員長	それでは、議案第 4 号上里町いじめ問題専門委員の委嘱につ
		いては承認することよろしいでしょうか。
	教育委員	＜異議なし＞
進	委員長	議案第 4 号上里町いじめ問題専門委員の委嘱については承認
		されました。
	委員長	それでは、続きまして、議案第 5 号の中央公民館長の任命に
行		ついてから議案第 6 号、議案第 7 号までは、同様な内容で関連
		がございますので、一括審議ということで進めていきたいと思
		います。事務局の説明をお願いいたします。
状 況	生涯学習課長	それでは、順に説明させていただきます。
		最初に議案第 5 号でございます。中央公民館長の任命につい
		てでございます。ご提案申し上げました提案理由でございます
		が、中央公民館長木村隆之氏が平成 2 8 年 3 月 3 1 日任期満了
		に伴い、再任いたしたく、上里町教育委員会教育長に対する事
		務委任規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定により本案を提出するも
		のでございます。
		任期については、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3
		1 日まででございます。
		＜住所、生年月日、略歴等説明＞
	続きまして、議案第 6 号賀美公民館長の任命についてでござ	
	います。ご提案申し上げました提案理由でございますが、賀美	
	公民館長岡芹孝行氏が、平成 2 8 年 3 月 3 1 日任期満了に伴い、	
	再任いたしたく、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規	

会 議 進 行 状 況		則第2条第6号の規定により本案を提出するものでございます。
		任期については、平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。
		＜住所、生年月日、略歴等説明＞
		続きまして、議案第7号神保原公民館長の任命についてでございます。
		ご提案申し上げました提案理由でございますが、神保原公民館長坪山正昭氏が、平成28年3月31日任期満了に伴い、再任いたしたく、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第6号の規定により本案を提出するものでございます。
		任期については、平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。
		＜住所、生年月日、略歴等説明＞
		以上で説明とさせていただきます。慎重審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。
	委員長	説明ありがとうございました。中央公民館長木村隆之さん、賀美公民館長岡芹孝行さん、神保原公民館長坪山正昭さん、この3名の方は、3月31日で任期が切れます。それに伴いまして、同3名の方々を公民館長として任命したいとの事務局の説明でございました。委員さんから質問等ございましたらよろしく願いいたします。
	清委員	3名の方については、ともに2期目ですか。
	生涯学習課長	そうです2期目になります。
	清委員	以前は長く務めて3期4期ということもあったようですが、ここ最近では、2期を一応目安として交替していることが慣習かと思いますが、人がいなければこれは3期目も有り得るという、そういう考え方でよろしいのですね。
	生涯学習課長	私もそういうことで考えております。
	委員長	他に質問等はございませんか。

会 議 進 行 状 況	教育委員	<ありません>
	委員長	無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第5号中央公民館長の任命についてと、議案第6号賀美公民館長の任命について及び議案第7号神保原公民館長の任命についてでございますが、承認をすることによろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	それでは、議案第5号中央公民館長の任命について、議案第6号賀美公民館長の任命について及び議案第7号神保原公民館長の任命についてでございますが、議決承認されました。今後の手続き等についてよろしくお願いいたします。
	委員長	続きまして、議案第8号上里町社会教育指導員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
	生涯学習課長	議案第8号でございます。ご提案申し上げました提案理由でございますが、上里町社会教育指導員の任期が平成28年3月31日で任期満了となるため、本案を提出するものでございます。上里町社会教育指導員の給与、勤務条件その他勤務に関する規則第5条第1項及び第2項の規定により提案するものでございます。
		委嘱者の氏名でございますが、金澤清久氏でございます。
		<住所、生年月日、略歴等説明>
		任期については、平成28年4月1日から平成29年3月31日まででございます。
		以上で説明とさせていただきます。慎重審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。
	委員長	説明ありがとうございました。金澤社会教育指導員については、1年の委嘱期間が終了となるため、再任したいということでございます。委員さんから質問等ございませんか。
	教育委員	<質問はありません>

会議進行状況		それでは、議案第 8 号上里町社会教育指導員の委嘱についてでございますが、承認することによってよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	議案第 8 号上里町社会教育指導員の委嘱につきましては、承認されました。今後の手続きについては、よろしくお願いいたします。
	委員長	続いて、議案第 9 号上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
	郷土資料館参事	議案第 9 号上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査委員の委嘱についてでございます。提案理由といたしましては、上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査委員が平成 28 年 3 月 31 日で任期満了となるため、上里町文化財保護規則第 1 条の規定により本案を提出するものであります。
		概要及び内容については、1 番氏名小野英彦氏、2 番谷口明廣氏、3 番山下武彦氏、4 番笠原隆氏でございます。
		<住所、生年月日、略歴等説明>
		任期については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。
		以上で説明とさせていただきます。慎重審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。
	委員長	ありがとうございました。小野英彦さん、谷口明廣さんについては再任、山下武彦さん、笠原隆さんについては新任ということでございます。何かご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。
	清委員	この委員さんの定数は決まっていないんですね。
	郷土資料館参事	はい。人数の定めはありません。一番多い時には 8 名の委員さんがおりました。
	清委員	私が委員であった時には、5、6 名いたような気がしました。

会	郷土資料館参事	行財政改革のため減ってきたのだらうと思います。
		文化財保護審議委員及び文化財調査員については、地元に着した方々であるとありがたいですね。私などが分からないことがある場合地域のことを教えていただけると大変ありがたいと思っています。旧地域の村から1人というのを前提に考えました。今回、神保原の金子さんが辞めましたので、神保原町の山下さんを、今まで長幡地域の方がおりませんでしたので、笠原さんを新たにお問い合わせしたものであります。
	委員長	他に質問等はありませんか。
	教育委員	くなしの声>
議		
	委員長	それでは、議案第9号上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査委員の委嘱についてをお諮りいたします。承認することによろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
進		
	委員長	議案第9号上里町文化財保護審議委員及び上里町文化財調査委員の委嘱については、議決承認されました。今後の手続等についてよろしくお願ひいたします。
行		
	委員長	それでは、続きまして（8）議案第10号上里町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
状		
	生涯学習課長	議案第10号上里町スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。ご提案申し上げました提案理由でございますが、上里町スポーツ推進委員、齊藤千恵子氏が平成28年3月31日付けで本人申出による辞職をいたしましたので本案を提出するものでございます。上里町スポーツ推進員に関する規則第4条第1項の規定により、本案を提出するものでございます。なお、委嘱期間は、齊藤千恵子氏の残任期間とするものでございます。
		委嘱者氏名、佐々木小百合さんでございます。
		<住所、生年月日、略歴等説明>

会		以上で説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いいたします。
	委員長	はい、ありがとうございました。齊藤千恵子氏から３月３１日付けの辞職願がだされまして、それに基づきまして、新たに佐々木小百合さんを委嘱したいという提案でございました。
		質問等ございますでしょうか。
	川浦委員	参考に、教えていただきたいのですが、この人の専門は何ですか。
	生涯学習課長	今年度の３月３１日までは、上里東小学校区域の健康体力づくりの会長さんをしております。健体の役員さんであります。
議	委員長	他に質問はございませんか。
	教育委員	＜なしの声＞
進		
	委員長	続きまして、（９）議案第１１号上里町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
行		
状	学校教育課長補佐	議案第１１号上里町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。ご提案申上げました議案第１１号上里町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の提案説明を申し上げます。
況		提案理由でございますが、改正行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）が平成２６年６月１３日に公布され、平成２８年４月１日から施行されることに伴ない所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。
		概要でございますが、改正行政不服審査法の主な改正点の一つである不服申し立て構造の見直しにより、不服申し立ての種類を原則審査請求に一元化することになったため、本文中「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

会 議 進 行 状 況		併せて引用法令の条番号を改めるものでございます。
		新旧対照表をご覧ください。第2条では、第4号中「不服申し立て」改め、同条第7項中「第15条」を「第8条」に改めるものでございます。附則第1項では、施行期日を定めており、平成28年4月1日から施行するものであります。第2項では、経過措置を定めており、処分その他の行為又は不作為についての不服申し立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお、従前の例によるものと規定されております。
		以上で上里町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。
	委員長	事務局から出された、新旧対照表をご覧くださいになっていただきたいのですが、第2条の4号中「不服の申し立て」を「審査請求」に改めたものです。第2条の中の第7号の法「第15条」を法「第8条」に改めたものでございます。
	学校教育課長補佐	法というのは、地方公務員法を指しております。この法第15条というと、任用の基本的基準ということで、ここでいう不服申し立ての者を指しているのではなく、不服申し立てに対しては、第8条で人事院又は公平委員の権限の中に記載がございまして、それを今回改めさせていただきますして第8条ということになりました。
	委員長	何かご質問等ありましたらお願いいたします。
		＜なしの声＞
	委員長	それでは、議案第11号上里町立小・中学校職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則については、承認することよろしいでしょうか。
		＜異議なし＞
	委員長	議案第11号上里町立小・中学校職員の職務に専念する義務

会		氏名を明らかにしたうえで、電話により相談を行うものとする。
		附則では、施行期日を定めており、平成２８年４月１日から施行するものであります。
		以上で、議案第１２号上里町立学校職員の人事評価に関する苦情
		処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示についての提案及
		び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上ご議決賜りますよ
		うお願い申し上げます。
議	学校教育指導室長	今回、何が変わったかと申しますと、本年度人事評価が新しく試
		行となり、来年度４月１日から本格施行となります。
		今までは校長からの最終評価、Ａ、Ｂ、Ｃを職員に渡して、それ
		に対して苦情処理があり、それで終わっていたのですが、今度は
		は、校長がフィードバックします評価ですね。これが教育委員会に
		上がってきて、教育委員会で検討します。その人の評価区分とい
		いますか貢献度といって、給与のベースアップの評価をする。
進		その評価を本人に返します。それに対して苦情が出来るとい
		うことです。一つ苦情が増えたという事です。
		それから、苦情相談ということで、１年中苦情の相談を受け
		る、どういうことかといいますと、この人事評価に対する手続
		きですとか、自己申告評価を説明した校長の日にちは適合して
		いるかとか、教員の授業を見て評価したか、定期的に訪問して、
		指導しながら評価したか、そういうことに関する苦情を１年中
行		することができる内容であります。
		もうひとつは、教育委員会で苦情があったとき調査するのだ
		ですが、調査と最後の決定する審議会は、両方とも学校教育指導
		室が当たる訳で、指導主事が調査して、その審査の結果を出す
		のも指導室では、それは駄目ですと、調査するのは指導主事に
		なりますけれど、審査をするのは学校教育課というように変え
		ました。そのところが変わったところでございます。
状		今年、試行で行った訳ですが、特に苦情等は出ておりま
		せんでした。
		以上でございます。
況	委員長	説明ありがとうございました。一点質問してよろしいでしょ
		うか。第１３条に、文書等について保存するものとし、保存期
		間は１０年とする。ただし特に重要なものは１１年以上とする。

会 議 進 行 状 況		とありますが、たとえば苦情相談を受け付けした職員が、異動
		してしまった場合、それはどうなるのですか。
	清委員	相談者がいなくなってしまった場合引継ぎが無くては困りますよね。
	委員長	たとえば、私が A 小学校に勤務していたとします。人事異動で他の学校へ行ってしまう場合にはどうなのですか。
	学校教育指導室長	人事異動の場合、人事評価も次の学校へ渡します。
	委員長	そうすると、異動先の教育委員会で、苦情相談を受け付けるということですね。
	清委員	そうすると文書の保存とは又違いますね。
	委員長	そうですね。解決していかないということですか。
	学校教育指導室長	相談は、受けた教育委員会で行うことになります。
		評価結果がありますよね。最終評価ですとか、区分の決定ですとかは必ず次の教育委員会へ引き継ぐこととなっておりますので、人事異動の事務と一緒に先方へ送ることになります。
		先方でその苦情を引き継ぐことは出来ないと思いますね、そこでの校長の評価ですからね。
	委員長	はい、分りました。
		もう一つ第 15 条で、相談者は電話により相談を行うものとするとありますが、どうして電話というように限定したのですか。
	学校教育指導室長	電話で最初に相談して、必要があると認めた場合は合って話をする。県ではそういう説明をしておりました。まずは電話で相談してということで、その後必要に応じて、相談を受けます。
	委員長	第一調査として、電話で相談を受ける側としては、情報収集をして、対策を考えていくということですね。

会議 進 行 状 況	学校教育指導室長	速報ではないですけど、電話でこういうことがありました。それで答えて済めば良いですが、話を聞きましょうということになれば、合って相談することになります。
	委員長	はい、分りました。
	委員長	他に質問等ありませんか。
	教育委員	<ありません>
	委員長	それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。
		議案第 1 2 号上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示については、承認すること
		で決定してよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	議案第 1 2 号上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示については承認されました。今後の取扱いについては、よろしくお願いいたします。
	委員長	続きまして、(1 1) 議案第 1 3 号上里町立小中学校教育振興事業補助金交付要綱についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
	学校教育課長補佐	議案第 1 3 号上里町立小中学校教育振興事業補助金交付要綱について、ご提案申し上げました上里町立小中学校教育振興事業補助金交付要綱のご説明を申し上げます。提案理由でございますが、上里町立小中学校における教育振興事業の充実を図るため、本案を提出するものでございます。概要でございますが、上里町の教育施策を推進するため、上里町立小中学校に対し、必要な経費を予算の範囲内で補助金を交付することに関して、上里町補助金等の交付手続等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものでございます。
		内容でございますが、第 1 条では、本要綱の趣旨を規定しております。第 2 条では、補助対象事業を学力向上事業、体力向上事業

会 議 進 行 状 況		、その他目的を達成するために必要と教育長が認めるものと規定し
		ており、各事業の対象経費及び補助金額を別表に規定しております。
		第3条では、補助金の交付は、申請により概算払いとするとして
		おります。第4条では、委任規定を定め、この要綱に定めるもの
		のほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるとし
		ております。附則では、施行期日を定め、平成28年4月1日から
		施行するものとしております。
		以上で、上里町立小中学校教育振興事業補助金交付要綱につ
		いて、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上
		ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	委員長	はい、ありがとうございました。議案第13号の提案理由の
		裏面にそれぞれの補助対象名、補助金額額が示されております。
		これは、大きく変わったところはあるのですか。
	学校教育課長補佐	大きく変わったところは、ございません。現在予算の中で、
		計上されている補助金について、それぞれまとめさせていただきました。
		今回、新たに制定させていただきましたのは、補助金の交付
		の基準が、それぞれでありまして、補助金を何のために、どの
		ように支出するのかということで、色々な議論があったもので
		す。平成28年度より、そのことを整理させていただくという
		ことで今回提案をさせていただきました。
	委員長	それでは、この交付要綱が新しいものではないのですね。
	学校教育課長補佐	補助金の交付要綱自体が無かったものであります。
	教育長	補助金の要綱が無かったというよりは、それぞれの補助金の
		一つ一つがあったのですね。
		総合学習が始まったときに、総合学習に対する交付要綱とへ
		平成12年に作られて、その後見直しもされないまま一つあり
		ました。それ以外のものは研究校補助金というもので、交付し
		ますということで、決まった段階で対象事業、金額等の取り決
		めを明確化したものが無かったということです。その都度起案

会議進行状況		すか。
	生涯学習課長	公民館は、中央公民館で事業を把握しておりまして、各地区館には流しておりません。
	教育長	これは、あくまでも補助金スタイルだから、公民館で補助金としてでているものは無いですね。補助金としては、文化協会への補助ですね。あとは、出ていないですね。
		生涯学習課が団体への補助金を活動費補助として交付しています。
	川浦委員	団体に補助金として出すのは、補助金という事でいいとおもいますが、小中学校へ出すのはどうなのかな。
	教育長	小中学校の通常の予算は確保してある訳ですね。
	学校教育課長補佐	それは、これから平成28年度当初予算を説明させていただきますが、一般会計予算説明書の中にある、小学校管理費とか小学校教育委振興事業ですとか、各小中学校ごとに、管理費と教育に係るものを、各学校が、学校の事情に応じて執行できるように配分しております。
		これは、補助金として出しているもので、結局申請を上げていただいて、それに基づき、事業内容が目的に即していて、町から補助しましょうということです。教育振興事業の中で、使っていいとなれば、補助金のところに予算措置しないで、たとえば消耗品や備品購入費のところに各費用を割り当てて、学校に配分してしまえばいいことであって、どの目的に、どのように使われているのかが見えなくなってしまう。目的ごとに分けなくて一般の管理費であったり、教育費の中に、その分を割り当ててしまえばこと足りますものですね。
	川浦委員	この分だけを独立して交付したいという整理の仕方ですね。
	学校教育課長補佐	そうですね。
	教育長	紐付き経費ですね。特定目的のための補助です。

会 議 進 行 状 況		
	清委員	教育振興費という項目がでている。教育振興費という中の補助ですかね。
	学校教育課長	その中の補助金ですね。
	学校教育課長補佐	これでいうと、中学校の教育振興事業の補助金ですが、131
		1ページから補助金が始まり、132ページに当たって記載が
		ありますが、これが、どういう目的でどのように補助していく
		かを明らかにしていくのが、この補助金交付要綱になります。
	教育長	たとえば、国が地方交付税を市町村へ支出する訳ですが、地
		方交付税以外の補助金も有る訳ではないですか。
		交付税には、算定基準により色々なものが入っている訳であ
		り、使い道は自由です。
		けれども、紐付きの経費である補助金は、特定の目的のため
		にしか使えません。ですから、特定目的のために補助しますの
		で、その要綱が必要になる訳です。学校に紐付き補助をします
		から、これ以外には使えませんよ。ある目的のために、より充
		実させるためには、この補助金が必要でしょう。ですからそれ
		以外には、使ってはいけませんということです。
	川浦委員	はい、分かりました。
	委員長	よろしいでしょうか。他に質問等ありませんか。
		<ありません>
	委員長	今までも、数多く各学校に交付されていた補助金を新たに整
		理してまとめたのがこの補助金交付要綱であるということで、
		ご理解をいただきたいとおもいます。
		それでは、議案第13号上里町立小中学校教育振興事業補助
		金交付要綱についてお諮りいたします。承認することで決定し
		てよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>

会 議 進 行 状 況	委員長	議案第１３号上里町立小中学校教育振興事業補助金交付要綱
		については、議決承認されました。今後の取扱いについてはよろしく願いいたします。
	委員長	次に（１２）議案第１４号平成２８年度要保護及び準要保護
		児童生徒の認定についてを議題といたします。事務局より説明
		をお願いいたします。
	学校教育課長補佐	議案第１４号平成２８年度要保護及び準要保護児童生徒の認
		定について、ご説明申しあげます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認
		定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであり
		ます。
		概要及び内容について、ご説明申しあげます。
		始めに、概要でございますが、平成２７年度要保護及び準要
		保護児童生徒に認定の者で、平成２８年４月１日以降も継続認
		定を希望する者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒
		就学援助実施要綱第５条に基づき、認定を行うものであります。
		続きまして、内容でございますが、申請件数は１８９件２７
		２名であります。
		認定内容は、認定区分「要保護」が、１４件２５名、認定区
		分「準要保護」が１７４件２４６名、及び不認定が１件１名で
		ございます。
		内容について説明申しあげます。
		＜資料に基づき詳細を説明＞
		以上で平成２８年度要保護及び重要保護児童生徒の認定につ
		いての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、
		ご議決賜りますようお願い申しあげます。
	委員長	ありがとうございました。この冊子に記載されている児童生
		徒については、平成２７年度から引き続き平成２８年度も認定
		を受けたいとの申請があった訳です。１件については、所得基
		準超過による不認定、他の方々は認定基準を満たしておるため
		引き続き認定していただきたいとの説明でございました。

会 議 進 行 状 況		各委員さんからご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。
		ます。
	清委員	直接関係は無いと思いますが、子供の貧困というのが今社会問題
		となっておりますが、上里町の場合は、今回継続で272名ですか、
		そういう数字なのですけど、たとえば他市町村と比べた場合に、
		上里町の子供の貧困率というか、そういうものはいかがなものな
		のでしょうか。客観的に高いものなのか、低いのか、そ
		ういうところを、もし、調査の中で、又は資料の中であれば教
		えていただきたいのですけれども。
	委員長	児童の貧困というのを、どのように定義して、そういう
		ことも示された中でないかね。保護者の貧困のために、進学率
		が低いとか、そういうように言われているのであってね。
	教育長	納税の関係では出て来ています。階層別にです。
		町民税の関係ではあると思います。非課税世帯ですとかです。
		その人口割合というのは出ていると思います。
		世帯割合とかです。それがイコール結びつきませんけれども。
	学校教育課長補佐	傾向として言えるのは、要保護世帯よりも準要保護世帯が増
		えているのは言えます。
	清委員	そういう傾向は分るのですね。
	学校教育課長補佐	そうですね、ここ3年間で言えば、26、27、28年の継
		続で当初の申請の世帯の状況からみると、割合とすると全体の
		申請件数の割合として、準要保護の方が増加傾向にあります。
		要保護は当然要件が認められないと、生活保護とならないの
		で、その境目の段階であつたりとか、一人親家庭ですとか、実
		際には増えている状況で、準要保護の世帯の率は上がっている
		といえます。
	教育長	県内の各市町村で、準要保護の人数というのは出ていたかな。
	学校教育課長補佐	すこし調べてみますのでお待ちください。

会 議		第1号として教育活動及び学校経営の指導助言に関するこ
		と。第2号教育相談に関すること。この教育相談については、
		保護者との相談で、悩んでいる教員の相談を指導する。
		第3号家庭の教育力に関すること。家庭に直接係るのは無
		くて、先生方にアドバイスするといったことです。
		第4号では、その他上里町教育委員会にが必要と認めた事項。
		主な仕事としましては、趣旨にあるように、教員の指導力の
		向上です。中でも経験の浅い教員の指導力の向上ですね。授業
		を見て指導していただく、校長の学校経営の指導助言など行っ
		ていくというのが主な仕事になります。具体的な仕事というのも決
進 行		まっていないとやりづらい面もあると思いますが、特に学力向上に
		関することということで、大学の先生との授業研究に対する連絡調
		整ですとか、そのようなことをお願いしたいと思います。
		第3条として、任期といたしましては1年で、再任は妨げない
		第4条勤務時間は、原則として週3回、1日7時間となって
		おります。
		経費負担ですが、第5条として、設置に要する費用は、予算
		の範囲内で教育委員会が負担する。なお、賃金については、時
		給1,500円とする。
		秘密の保持として、第6条では、指導員は、職務上知ること
状 況		のできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同
		様とする。
		その他として、第7条この要綱に定めるもののほか、必要な
		事項は、教育委員会が別に定める。ということでございます。
		4月1日から学校指導員を学校教育指導室に配置し、学校教
		育の充実と教職員の指導力の向上を図っていきたいと考えてお
		ります。
		以上で説明とさせていただきます。
		委員長
		りたいと思います。何かございませんか。
	清委員	勤務条件で、原則として週3日、1日7時間とありますが、
		週3日というのは、指導員の定めでよろしいのでしょうか。
	学校教育指導室長	当初は、月、水、木とか考え、場合によっては、月、木、金

会議 進 行 状 況		とか、必要によっては、勤務日の変更は運用の中で考えていきたいと思います。基本的には決めておきます。
	教育長	社会教育指導員も同じように、週3日なのですけれども、日曜日も出勤しますし、連続して1週間勤務することもあります。そうすると1週間お休みしていただくという事になっております。同じように、臨機応変に動けるよう考えております。学校が必要な時というのは、集中することがあるし、そうではないこともある。教育委員会としては、集中的に入って欲しい時もあります。ということで、基本は決めますけれども、週3日ということの一つの原則としていきたいということです。
	川浦委員	社会教育指導員と学校指導員とは同じなのですか。
	教育長	若干違います。実は学校教育指導委員制度は、以前も上里町にあったのです。廃止になっていて、旧制度があれば、予算要求に間に合ったのですが、学校を直接指導していただくのでこの位かなということで考えました。
	川浦委員	想定される意図としては、教員の向上ですか。
	教育長	一番は、国がアクティブラーニング、いわゆる能動的な主体学習を少し進めている。中学校は学び合い学習でアクティブラーニングの一つの方法論を取り入れている訳なので、それをできたならば小学校にも少しづつさげていきたいと思います。それをずっと行ってきたOB名前を言いますと、上里中で校長を務めてきて退職した根岸校長です。学び合い学習を行ってきているのですね。
	川浦委員	そうすると、小中学校の両方ですか。
	教育長	両方です。一人で行います。
	委員長	徐々に続けていけば町長さんにもご理解いただけると思いますね。こういういいことを行っているのであれば、もう少し増やしていこうと、根岸康雄元上里中学校長には、特別にお骨折

会 議 進 行 状 況		りいただくと。
	教育長	ほんとは、学校指導員よりも指導主事を一人いただいて、もう1名増にするほうが、本来的呢です。
	委員長	私が熊谷に勤務していたことがあったのですが、指導員というのがありました。国語とか教科ごとにです。普通の学校に勤務しているのですけれども指導員としての肩書を持っていました。
	委員長	それでは、(13) その他で説明のありました議案の上里町学校指導委員設置要綱ですが、承認することよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	それでは、本案は承認されました。今後の取り扱いをよろしくお願いいたします。
	委員長	その他で1件ございましたが、他にありませんか。
	事務局	<ありません>
	委員長	それでは、あわただしい進捗で申し訳ございません。続いて次第4の教育長報告を教育長さんお願いいたします。
	教育長	今回は特にありません。
	委員長	はい。それでは無いようでございますので続いて、5のその他の事項ですが、何かございませんか。
	事務局	<特にありません。>
	委員長	無いようですので、次第5その他の事項については、終了いたします。

会 議 進 行 状 況	委員長	本日の教育委員会を終了いたします。大変長い時間ご協力をいただきありがとうございました。
		次回の教育委員会は4月25日（月）といたします。
		午後3時27分閉会
		平成28年3月22日
		会議録署名委員（委員長）
		会議録署名委員（教育長）
		会議録調整者（学校教育課長）